



(令和2年度実施分)

機構が実施する高等専門学校機関別認証評価の内容・方法等について

「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」

「高等専門学校 評価基準（機関別認証評価）」

「自己評価実施要項（高等専門学校機関別認証評価）」

「評価実施手引書（高等専門学校機関別認証評価）」

「訪問調査実施要項（高等専門学校 機関別認証評価）」

（高等専門学校機関別認証評価に関する説明会）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

1



認証評価とは： 学校教育法第109条で定める評価制度

（1）自己点検・評価の実施とその結果公表の義務

第1項 大学※は、その教育研究水準の向上に資するため、**文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

※同法第123条の規定により、第2項及び第4項を含めて、高等専門学校に準用される。

2

(2) 文部科学大臣の認証を受けた機関による評価 (認証評価) を受ける義務

第2項 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、**政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者**（以下「**認証評価機関**」という。）による評価（以下「**認証評価**」という。）を受けるものとする。（以下略）

(3) 認証評価の実施方法

第4項 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、**大学評価基準**（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。

(4) 適合認定（**新設、令和2年度施行予定**）

第5項 第2項及び第3項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（カッコ内）が大学評価基準に**適合しているか否かの認定**を行うものとする。

第6項 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「**適合認定**」という。）**を受ける**よう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

第7項 **文部科学大臣は**、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の**提出を求める**ものとする。

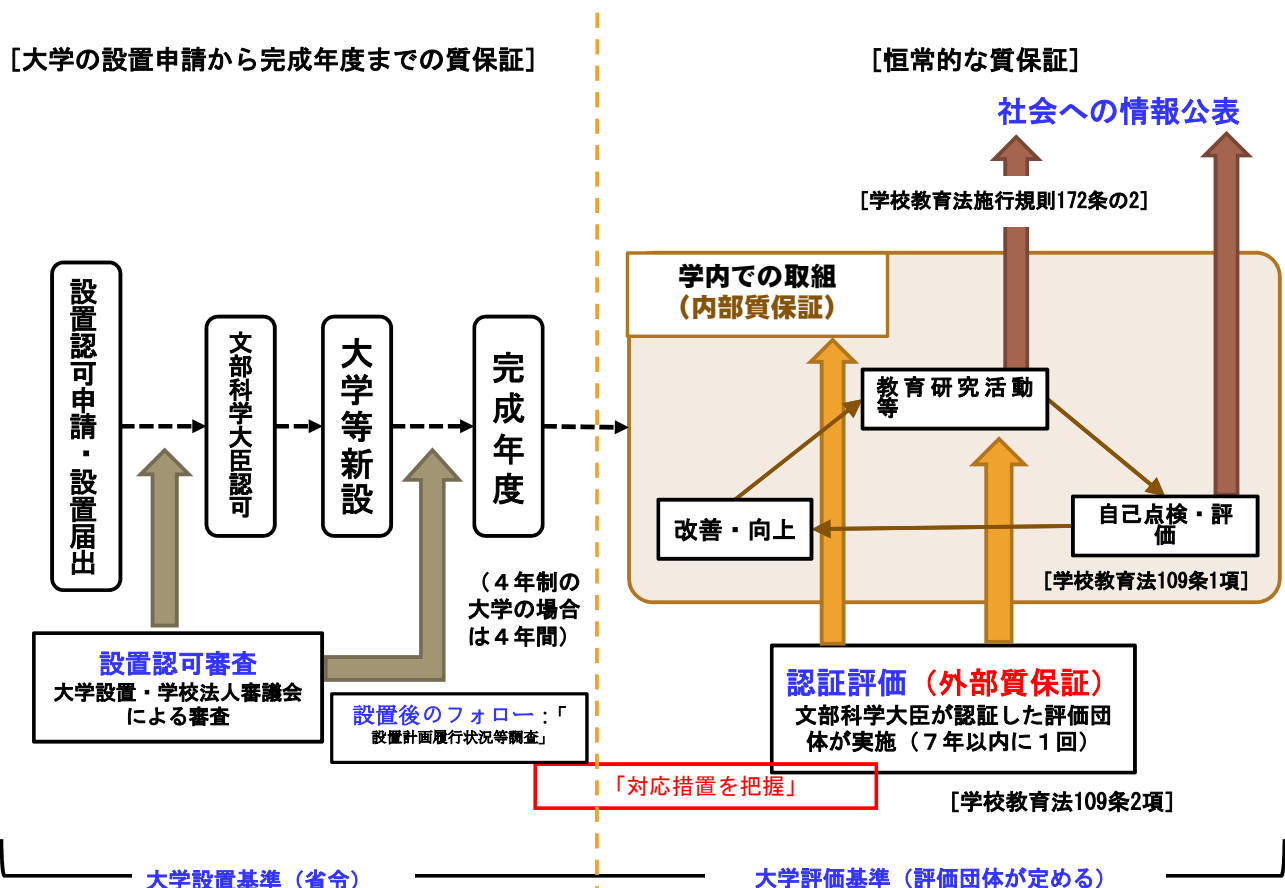


認証評価とは（続き）：

- 平成16年度に制度がスタート
- 大学等は **7年以内ごと**（専門職大学院は5年以内ごと）の評価実施の義務づけ（学校教育法施行令第40条）
- 大学は評価機関を選べるが、高専を対象とした認証評価機関は本機構のみ
- 高専の認証評価は、平成16年度の試行の後、**平成17年度に開始し、平成23年度からの2巡目を経て、平成30年度から3巡目**

※ 我が国における現行の大学等の**質保証の全体システム**を次のスライドに示す。
近年、大学等の質保証の中心は**内部質保証**であるべきとの考え方が主流になっている。

5



6

内部質保証とは

大学等が**自らの責任**で自学の諸活動について**点検・評価**を行い、その結果を基に**改革・改善**に努め、それによって**その質を自ら保証**すること。

(「教育の内部質保証システムに関するガイドライン」も参照)

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/_icsFiles/afieldfile/2017/06/08/guideline.pdf

なお、**外部**質保証(公的質保証)には以下のものがある。

- 設置基準 (最低限の基準による質保証)
- 設置認可審査 (質の事前規制)
- **認証評価 (質の事後確認)**

7

○高専認証評価の実施プロセス

- ①対象校に対する説明会・研修会 (前年度の9月)
- ②自己評価書の作成・提出 (実施年度の6月末締切)
- ③書面調査 (同7～9月)
- ④訪問調査 (同10～11月)
- ⑤評価結果(原案)の作成 (12～1月)
- ⑥評価結果報告書の通知・公表 (2～3月)
- ⑦次回の評価の申請

8

○認証評価を公平かつ効果的に実施するための 大綱、要項、手引書等（5分冊）の策定

- ①「**高等専門学校機関別認証評価実施大綱**」：評価の基本方針、評価実施の基本的な内容等を示したものの
- ②「**高等専門学校評価基準（機関別認証評価）**」：評価基準の内容及びそれに即して教育活動等の状況を分析するための観点を示したものの
- ③「**自己評価実施要項**」：対象校が実施する自己評価の具体的方法や自己評価書の作成方法等をまとめたものの
- ④「**評価実施手引書**」：機構による評価の担当者用の手引きとして策定したものの
- ⑤「**訪問調査実施要項**」：対象校が訪問調査を受ける際に準備及び対応する事項等をまとめたものの

高等専門学校機関別認証評価実施大綱の構成

- I 評価の目的
- II 評価の基本的な方針
- III 評価基準の内容
- IV 評価の実施体制
- V 評価の実施方法
- VI 追評価
- VII 評価のスケジュール
- VIII 評価結果等の公表



I 評価の目的

- ① 機構が定める高等専門学校評価基準に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の**教育研究活動等の質を保証すること。**
- ② 高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の**教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。**※
- ③ 評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の**教育研究活動等の改善・向上に役立てること。**
- ④ 高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、**広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。**

※②については、従来から重視してきたが、三巡目に改めて明記した。



II 評価の基本的な方針

1. 高等専門学校評価基準に基づく評価
2. 教育活動を中心とした評価
3. 個性の伸長に資する評価
4. 自己評価に基づく評価
5. ピア・レビューを中心とした評価
6. 透明性の高い開かれた評価
7. 質保証の国際的動向を踏まえた評価



基本方針1 高等専門学校評価基準に基づく評価

高等専門学校評価基準に基づき、各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心として評価を実施する。



基本方針2 教育活動を中心とした評価

教育活動を中心とした高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況について評価を実施する。

※認証評価とは別に、高等専門学校の希望に応じて、「研究活動の状況」や「地域貢献活動等の状況」についても、多様な活動状況の評価を実施する。

基本方針3 個性の伸長に資する評価

評価の実施に当たっては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各高等専門学校の「目的」を踏まえて評価を実施する。このため、基準の設定においては、各高等専門学校の目的を踏まえた評価が行えるよう配慮している。

※「目的」：高等専門学校の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等。

※ディプロマ・ポリシー等の三つの方針は学校の目的を踏まえて定められ、多くの観点は三つの方針に照らして評価されることから、間接的に学校の目的に照らして評価されることになる。

15

基本方針4 自己評価に基づく評価

高等専門学校が行う自己評価の結果を分析した上で実施する。このため、機構では、高等専門学校の自己評価担当者に対し、高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法や自己評価書の作成方法等について十分な説明を行うとともに、研修の機会を設けている。

16



基本方針5 ピア・レビューを中心とした評価

高等専門学校の教育研究活動等を適切・公正に評価するため、高等専門学校の教員等、高等専門学校の教育研究活動に関し高い識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施する。



基本方針6 透明性の高い開かれた評価

評価に当たっては、透明性を確保するため、意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表する。また、評価担当者や評価を受けた高等専門学校の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図る。

- ・ 評価基準の見直し
- ・ 自己評価書「本文編」及び自己評価書「根拠資料編」等の提出方法の変更（紙媒体をなくし、電子媒体での提出方法へ切り替え）

基本方針 7 質保証の国際的動向を踏まえた評価

高等教育の質保証の国際的動向を踏まえ、高等専門学校における**教育の内部質保証システム、学習成果、及び教育情報の公表**を重視した評価を行う。

※従来から重視してきたが、3巡目において改めて基本方針の中に明記した。

III 評価基準の内容

- (1) **教育活動を中心**とした教育研究活動等の**総合的な状況**を評価するために、**複数の基準**で構成。
- (2) 学校教育法、高等専門学校設置基準の**関係法令への適合性**を含めて、**高等専門学校が満たすべき要件**を規定。
- (3) 教育研究活動等の状況を分析するために、基準ごとに「**評価の視点**」を設け、その下にそれに関連した「**観点**」を設定。
(さらにその下に、「**評価項目**」を設定)
- (4) 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（**内部質保証システム**）を「**重点評価項目**」として位置付けて評価。
- (5) 高等専門学校評価基準とは別に、高等専門学校の多様な活動状況を評価するために、**選択的評価事項**として「**研究活動の状況**」及び「**地域貢献活動等の状況**」を設けて、希望する高等専門学校に対して評価を実施。

3 巡目における評価基準

基準 1 教育の内部質保証システム

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

基準 3 学習環境及び学生支援等

基準 4 財務基盤及び管理運営

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

選択的評価事項 A 研究活動の状況

選択的評価事項 B 地域貢献活動等の状況

21

3 巡目における「評価の視点」・「観点」・「評価項目」の設定状況

	「評価の 視点」数	「観点」数	「点検・評価 の項目」数
基準 1 教育の内部質保証システム	3	11	35
基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等	4	11	29
基準 3 学習環境及び学生支援等	2	10	50
基準 4 財務基盤及び管理運営	3	10	26
基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法	3	7	30
基準 6 準学士課程の学生の受入れ	1	3	8
基準 7 準学士課程の学習・教育の成果	1	3	10
基準 8 専攻科課程の教育活動の状況	3	13	37
小計	20	68	225
選択 A 研究活動の状況	1	4	7
選択 B 地域貢献活動等の状況	1	4	5
小計	2	8	12
総計	22	76	237

22

Ⅳ 評価の実施体制

(1) 評価の実施体制

高等専門学校機関別認証評価委員会

国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成。

評価部会

評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家等を配置。

運営小委員会

各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う。

(2) 評価担当者に対する研修

機構の評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に評価を進められるように、高等専門学校評価の目的、内容及び評価方法等について理解を深めるための研修を実施する。

(3) 利益相反への適正な対応

評価委員会委員及び評価担当者は、自己の関係する高等専門学校に関わる機構における認証評価業務や審議には加わらないこととする。



V 評価の実施方法

(1) 評価プロセス

- ①高等専門学校における自己評価（「自己評価実施要項」）
- ②機構における評価（「評価実施手引書」）
- ③高等専門学校による改善状況の報告（「自己評価実施要項」）

25



V 評価の実施方法（続き）

①高等専門学校における自己評価

各高等専門学校は、別に定める「自己評価実施要項」に従って自己評価を実施し、自己評価書を作成。

自己評価においては、「観点」ごとに、設定された自己点検・評価の項目について、根拠資料・データ等をもとに教育研究活動等の状況を分析・評価。

また、複数の観点から構成される「評価の視点」ごとに、観点のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色について、「特記事項」欄に記述。

さらに、基準ごとに、優れていると自ら判断する取組、または改善が必要であると自ら判断する取組等があれば、「優れた点」または「改善を要する点」として記述。

26



V 評価の実施方法（続き）

②機構における評価

1) 自己評価書を踏まえ、評価部会において、「**評価実施手引書**」及び「**訪問調査実施要項**」に基づき、**書面調査**及び**訪問調査**を実施し、評価を実施。

書面調査は、自己評価書「本文編」、「根拠資料編」、「別紙様式」、「その他資料」及びその他の入手可能な資料を基に実施。

訪問調査は、書面調査では確認できなかった事項を中心に実施。

2) 評価に当たっては、**基準ごとに**、特記事項を含め、**すべての観点**について分析・評価し、**その結果を総合的に勘案**して、基準を満たしているかどうかを**判断**。

3) 基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には「**優れた点**」、基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合には、「**改善を要する点**」として、その旨を指摘。

27



V 評価の実施方法（続き）

4) **評価委員会**は、基準ごとの判断に基づき、**高等専門学校評価基準を満たしているかどうか**を評価委員会において判断し、その評価結果を確定、公表。

なお、高等専門学校評価基準を満たしていないと判断する場合は、その理由を明示。

5) 4) の評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象校に通知し、その内容等に対する**意見の申立ての機会**を設ける。その意見申立ての状況に応じて、評価委員会や評価部会とは別の構成員による審査会を設けて審議し、その結果を尊重して評価結果を確定。

6) 「**重点評価項目**」（基準1の「教育の内部質保証システム」における評価の視点1－1）については、**評価結果を段階別に明示**。

→ 「優れて重点評価項目の内容を満たしている」、

「重点評価項目の内容を全て満たしている」、

「重点評価項目の内容を一部若しくは全て満たしていない」

の**3段階**で評価。

28



V 評価の実施方法（続き）

③高等専門学校による改善状況の報告

3巡目においては、**フォローアップ評価の仕組み**を導入し、高等専門学校は、「改善を要する点」として指摘された事項のうち**評価委員会**が指定する事項について、評価実施の翌年度から、**その対応状況を機構に提出**することが可能。

機構は、提出された**対応状況が十分**であると確認した場合は、**評価結果にその旨を追記して公表**。

〈参照：自己評価実施要項p. 7-8〉

29



VI 追評価

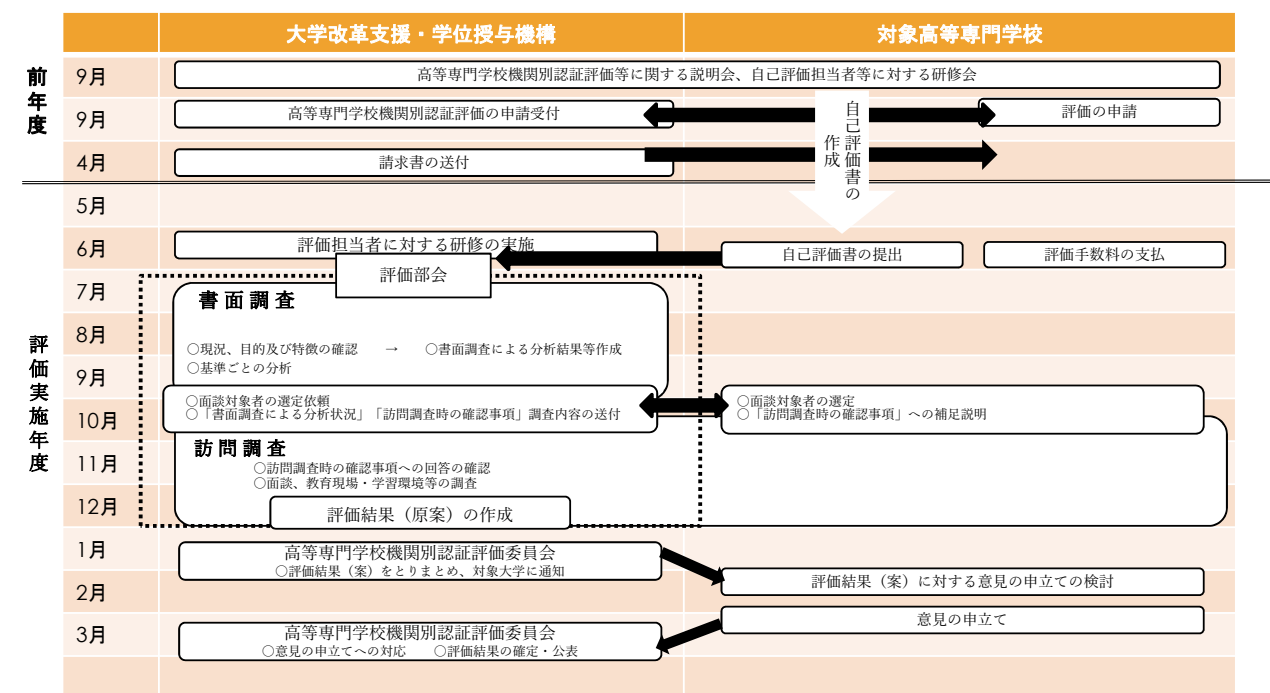
高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された場合には、評価実施年度の**翌々年度までに**、満たしていないと判断された基準に限定して**追評価**を受けることが可能。

追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先に実施した評価と併せて、高等専門学校評価基準を満たしているものと認め、その旨を**追評価結果として公表**。

〈参照：自己評価実施要項p. 9〉

30

VII 評価のスケジュール（R2年度の予定）



※ 評価を希望する高等専門学校は、評価の実施を希望する前年度の9月末までに申請が必要。「自己評価実施要項」P2を参照のこと。

31

VIII 評価結果等の公表

- (1) 評価結果は、評価報告書により公表。
- (2) **評価報告書**は、対象高等専門学校ごとに作成し、**ウェブサイト**への掲載等により、広く社会に公表。また、対象高等専門学校及びその設置者に通知。さらに、国際的に発信するため、評価結果の**概要を英文**で公表。
- (3) 評価結果の公表の際には、高等専門学校から提出された**自己評価書**を機構の**ウェブサイト**へ掲載。
- (4) 評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の情報についても可能な限り、適切な方法により公表。

32



※ 「選択的評価事項」に係る評価について

教育活動と関連する側面からでは十分に把握することが難しい高等専門学校が多様な活動状況进行评估するため、「研究活動の状況」及び「地域貢献活動等の状況」を選択的評価事項として設定し、高等専門学校の求めに応じてその活動等を評価。

ただし、選択的評価事項のみの申請はできないほか、選択的評価事項に係る追評価は非実施。

なお、選択的評価事項に係る評価の実施に関する内容等は認証評価の実施大綱の規定に準じる。



訪問調査について
(「訪問調査実施要項」)
※2巡目とほぼ同じ

訪問調査の目的等

- 自己評価書の書面調査では確認できなかった事項等を中心に
して対象高等専門学校の状況を調査。
- 対象高等専門学校に書面調査による分析状況の結果を伝え、
その状況等に関し、対象高等専門学校との**共通理解を図る**。

訪問調査の内容

1. 学校関係者(責任者)との面談
2. 一般教員、支援スタッフ等との面談
3. 現役学生、卒業(修了)生との面談
4. 教育現場の視察及び学習環境の状況調査
5. 根拠となる資料・データ等の補完的収集（**試験問題、成績
評価資料等の調査を含む**）
6. 学校関係者(責任者)への訪問調査結果の説明及び意見聴取



訪問調査実施までの準備等

1. 訪問調査実施日の決定
2. 訪問調査スケジュールの決定に伴う準備
3. 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」への対応

37



1. 訪問調査実施日の決定

- 機構事務局から対象高等専門学校に対して **9月下旬～11月下旬頃の予定**について照会。
- 対象高等専門学校の規模や訪問調査における調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通じて対象高等専門学校と協議した上で、評価部会が**訪問調査実施日**を決定。
- **7月下旬**までに対象高等専門学校へ通知。

38

2. 訪問調査スケジュールの決定に伴う準備

- 評価部会は、訪問調査スケジュール及び面談対象者の属性等並びに視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を決定し、**訪問調査の4週間前までに**機構事務局を通じて対象高等専門学校へ通知。
- 対象高等専門学校は、関係者のスケジュールの調整を行うとともに、面談等の会場、面談対象者の選定など、これらの内容が分かる資料を**訪問調査の1週間前までに**機構事務局へ提出。

39

3. 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」への対応

- 評価部会は、「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」を**訪問調査の3週間から4週間前までに**対象高等専門学校へ通知。
(評価部会及び機構教職員の参加者名も併せて通知。)
- 対象高等専門学校は、事実誤認等の意見や「訪問調査時の確認事項」に対する詳細かつ具体的な回答を**訪問調査の1週間前までに**機構事務局へ提出。(回答方法は別途連絡します。)

40



ご静聴、ありがとうございました。